

政令第百六十二号

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める

政令の一部を改正する政令

内閣は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和七年法律第七十五号）第七条第三項及び第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律第二条第五号に規定する指定金属切断工具を定める政令（令和七年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行令

本則中「盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律」の下に「（以下「法」という。）」を加え、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（指定金属切断工具）」を付し、同条の次に次の二条を加える。

（法第七条第三項の政令で定める者）

第二条 法第七条第三項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
二 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人
（前号及び次号に掲げる者を除く。）

三 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体及び我が国が加盟している国際機関

四 前三号に掲げる者に準ずる者として国家公安委員会規則で定める者

（方面公安委員会への権限の委任）

第三条 法の規定により道公安委員会の権限に属する事務は、道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、当該方面公安委員会が行うものとする。

附 則

この政令は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行の日（令和八年六月一日）から施行する。

理由

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律の施行に伴い、特定金属くずの買受けを行う際の本人確認の対象を現に当該買受けに係る取引の任に当たっている自然人とする特例の適用を受ける者を定める等の必要があるからである。